十四　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。
十五　特別支援教育の就学奨励に要する経費があること。
十六　観光立国の推進に要する経費があること。
十七　災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。
十八　農業共済事業に要する経費があること。
十九　公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。

国の補助金を受けて施行する特別支援教育就学奨励事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額とする。

国際観光の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十五条の三に基づき当該市町村が行う農業共済事業に要する事務経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る引受戸数の数値に一三、六一〇円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・七を乗じて得た額とする。

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。

一　実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセント控除した値以下とした市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$$A \times B \times (1 - (0.015 / C))$$

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金（繰上償還に係るものを除く。以下同じ。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（第3条第1項第3号イの表第40号及び第46号（以下「公債費負担格差是正等」という。）の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

十四　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。
十五　特別支援教育の就学奨励に要する経費があること。
十六　観光立国の推進に要する経費があること。
十七　災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。
十八　農業共済事業に要する経費があること。
十九　公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。

国の補助金を受けて施行する特別支援教育就学奨励事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額とする。

国際観光の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十五条の三に基づき当該市町村が行う農業共済事業に要する事務経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る引受戸数の数値に一七、〇一〇円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・七を乗じて得た額とする。

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。

一　実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセント控除した値以下とした市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$$A \times B \times (1 - (0.015 / C))$$

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金（繰上償還に係るものを除く。以下同じ。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（第3条第1項第3号イの表第41号及び第47号（以下「公債費負担格差是正等」という。）の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率